注：赤字は、必要に応じて削除したり、差し替えたりすることが考えられる条項という趣旨です

死後事務委任契約書

令和　　年　　月　　日

当事者の表示

委任者（甲）

本　　籍
住　　所
職　　業
ふりがな
氏　　名
生年月日

受任者（乙）

住　　所
職　　業
ふりがな
氏　　名
生年月日

（契約の趣旨）

第１条　甲は、乙に対し、甲と乙との間で本契約と同時に締結する任意後見契約に付随する契約として、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

（委任事務の範囲）

第２条　甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という。）を委任する。

一　菩提寺及び親族等の関係者への連絡
二　葬儀、火葬、納骨及び永代供養に関する事務
三　甲の生前に発生した債務の弁済
四　入院保証金、入居一時金その他残債権の受領
五　家財道具、生活用品等の処分に関する事務
六　行政官庁等に対する諸届け
七　別途締結した任意後見契約に基づく事務のうち未処理のもの
八　相続財産清算人の選任の申立て

九　以上の各事務に関する費用の支払

２　甲は、乙に対し、前項の事務を遂行するに当たり、乙が復代理人を選任することを承諾する。

（葬儀）

第３条　前条第１項第２号の葬儀は、甲に応分の会場で執り行う。

２　甲の葬儀における読経は、次の寺院に依頼する。

〇〇寺

所在

連絡先の電話番号

３　前２項に要する費用は、金〇〇〇〇円を上限とする。

【第３条の別案①】

第３条　前条第１項第２号の葬儀は、次の寺院に依頼する。

〇〇寺

所在

連絡先の電話番号

２　乙は、相続財産を考慮した上で相当な額を、前項の事務に要する費用として、甲の財産からあらかじめ受け取ることができる。

【第３条の別案②】

（直葬）

第３条　乙は、甲の死後は葬儀を執り行わず、直接火葬の手続を執るものとする。

（納骨・永代供養）

第４条　第２条第１項第２号の納骨は、次の場所において行う。

〇〇寺

所在

連絡先の電話番号

２　第２条第１項第２号の永代供養は、前項の場所において行う。永代供養に関する事務は、前項の寺院に永代供養を依頼することをもって終了したものとする。

３　前２項に要する費用は、金〇〇〇〇円を上限とする。

（連絡）

第５条　甲が死亡した場合には、乙は、速やかに下記の親族等の関係者に連絡するものとする。ただし、連絡先が変更されているときは、この限りでない。

一　氏名　　住所
　　関係　　連絡先の電話番号
二　氏名　　住所
　　関係　　連絡先の電話番号
三　氏名　　住所
　　関係　　連絡先の電話番号

（費用の負担）

第６条　乙が本件死後事務を遂行するために必要な費用は、甲の負担とする。

２　乙は、前項の費用につき、甲の財産から支出することができる。

３　第３条第３項又は第４条第３項に示した上限額が経済的な状況等により不適切となったときは、乙の判断で変更することができる。

（報酬）

第７条　甲は、乙に対し、本件死後事務の報酬として、金〇円（消費税別）を支払うものとし、乙は、本件死後事務終了後に甲の遺産の中からその支払を受けることができる。

（契約の変更）

第８条　甲又は乙は、甲の生存中は、いつでも本契約の変更を求めることができる。

（契約の解除）

第９条　甲は、いつでも本契約を解除することができる。

２　乙は、経済情勢の変化その他相当の理由により本契約の目的の達成が不可能又は著しく困難となったときでなければ、本契約を解除することができない。

（委任者の死亡による本契約の効力）

第１０条　本契約は、甲の死亡によっては終了せず、甲が死亡したときは、本契約上の甲の権利義務は、甲の相続人が承継する。

２　甲の相続人は、甲が死亡した場合において次の各号の一に該当する事由が発生したときでなければ、本契約を解除することができない。

一　乙が故意又は過失により甲の財産を毀損し、その他乙の甲に対する不法行為により、乙との信頼関係が破壊されることとなったとき

二　乙が本件死後事務委任を遂行することが困難になったとき

（契約の終了）

第１１条　本契約は、次の場合に終了する。

一　乙が死亡し又は破産手続開始の決定を受けたとき

二　乙が後見開始の審判を受けたとき

三　甲と乙が別途締結した任意後見契約が解除されたとき

（管理財産の返還、清算）

第１２条　本件死後事務が終了したときは、乙は、その管理する甲の財産から費用及び報酬を控除し、残余財産については、これを遺言執行者、相続人又は相続財産清算人に返還しなければならない。

（報告義務）

第１３条　乙は、遺言執行者、相続人又は相続財産清算人に対し、本件死後事務終了後１か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面で報告をする。

一　本件死後事務の経過及び結果

二　本件死後事務を遂行するために支出した費用の額及びその内訳

三　本件死後事務の報酬として受領した金額

（守秘義務）

第１４条　乙は、本件死後事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（規定外事項）

第１５条　本契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙協議の上、これを定める。

※民法の委任に関する規定は、任意規定（公の秩序に関しない規定）であり、当事者の合意があれば、それが法律の規定に優先する（任意規定と異なる当事者の意思表示があれば、それが法律の規定（任意規定）よりも優先される）。逆に言えば、この契約書に規定がない事項については、民法の委任に関する規定が適用される。例えば、委任事務を処理するのに必要な費用の支払について、契約に定めがないときは、民法６４９条により、受任者の請求があれば、前払をしなければならないということになる。